



参院選の結果について

2016年7月11日

九条の会事務局

今回の参議院選挙では、戦争法の廃止を柱とする野党共闘が大きな成果をあげる一方、安倍政権与党および明文改憲を志向する政党や無所属議員の議席の合計が3分の2を超えました。日本と憲法の進路にとって重大な局面を迎えています。

しかし有権者は今回の選挙で明文改憲を容認したわけでは決してありません。政権与党は、選挙戦で憲法問題を争点にすることを徹底的に回避しており、また選挙期間中のマスコミ各社の世論調査でも明文改憲反対の回答が賛成を上回っています。

にもかかわらず私たちは、「在任中の憲法改正」に執念を燃やす安倍首相が、参院選の結果を口実に改憲の実行に向けて攻勢を強めることを厳重に警戒しないわけにはいきません。しかも、国民の警戒心をそらすためにさまざまな改憲論を繰り出してはいるものの、安倍改憲が9条の改変に照準を定めていることは明らかです。

九条の会としては、憲法のこの重大な危機に際し、改めて9条改憲反対の一点で多くの市民の声と力を結集し、改憲勢力の攻勢に対抗していく決意です。そのため来る9月25日に全国交流討論集会を開催し、改憲阻止のため、全国の九条の会の決意を固めあうことにしています。

メディアにも責任がある

参院選一人区において野党共闘という初めての試みを市民の後押しでできたことは画期的なことでしたが、一定の効果はあったというものの残念ながら期待したほどではありませんでした。与党圧勝のうらには野党の人材不足という面もあるのですが、改憲をひた隠すという畏に有権者がはまってしまったということでしょうか。多くの市民にとって現実生活の困難さが切実なために、隠された改憲にまで意識が向かわなかったということでしょうか？問題の貧困は与党の経済政策の結果であるのに、それをさらに推し進めることでいいのでしょうか。

改憲問題に人々の意識が向かわなかった原因の一つにメディアの責任もあるように思います。メディアは与党からの締めつけにあい、すっかり萎縮してしまい、まるで与党専門の伝達機関になってしまったように私には見えました。メディアの影響はとても大きいと思います。ジャーナリズム精神にのっとり、きちんとした批判精神をもって政治、社会の動きを伝えてほしいです。今後、改憲を「憲法審査会」にかけると首相は言っています。その動きをメディアも私たちもしっかり監視していかなければいけませんね。また、私たち市民の間でも日常的に憲法論議に花を咲かせたいものです。
(代田5丁目・日暮 恵子)

戦争法廃止を求める統一署名の取組み

2015年9月19日に参議院で強行採決された「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じている国際紛争解決のための武力行使を可能にするもので、憲法違反であることは明らかです。

代田・九条の会は、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」の呼びかけに応じて、戦争法の廃止を求める統一署名に取組みました。代田の人口は、約2万人ですので、2000筆を目標に取組みました。12月12日の下北沢オオゼキ前の宣伝署名行動を皮切りに、毎月2回実施し400筆。会報と一緒に同封した署名が、家族・近隣住民や学生時代の友人知人から420筆集まりました。

街頭署名では、両手に買い物袋を持った人や、自転車を止めて応じてくれた人など、「3・10両国で空襲にあい地獄を見た」「満州から命からがら引き上げてきた。戦争は惨酷」などの多くの声が聞かれました。又、近しい方や、友人知人から、更に知人友人にと輪が広がりました。

参議院選挙の結果を受けて九条の会事務局は、上に掲げた「有権者は改憲を容認したわけではない」とする見解を発表し憲法のこの重大な危機に際して改めて9条改憲反対の一点で多くの市民の声と力を結集し、改憲勢力の攻勢に対抗していく決意を表明しました。
(代田・九条の会事務局 小澤 清子)



参議院議員選挙の後、「憲法改正」の論議がマスコミで広がってきています。選挙期間中にほとんど憲法について発言しなかった安倍首相ですが、自民党は、2012年4月に「憲法改正草案」を発表しています。この中で、現行憲法の三つの大原則—国民主権、基本的人権、戦争放棄—を投げ捨ててしまうような内容を示しています。

以下に、戦争放棄にかかわる「九条」の案文を現憲法条文と合わせてかかげます。

特に、第2項に「国防軍」規定を定め、いつ、いかなる場所でも戦争が可能ないようにしようとしています。この明文改憲は決して許してはならないと思います。

現行の日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない



憲法九条 このように入れられようとしています

自民党憲法草案

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4(略)

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

集会等の紹介

8月20日(土) 午後1時30分～ 終戦記念日によせて
71年目の終戦記念日がやってきます。

映画の鑑賞と戦中の話を聞き語る会を計画しています。

会場 下北沢らぶらす第4研修室 連絡先 代田・九条の会

「戦争する国」に
させて
たまるか!



お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの
世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。



～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう～